国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 任期付研究員就業規則

平成17年4月1日 17規程第12号

改正 平成17年12月 1日17規程第65号 平成18年 3月31日18規程第 4 号 平成19年11月30日19規程第10号 平成20年 3月31日20規程第 7 号 平成22年 1月 1日22規程第 2 号 平成23年 1月28日23規程第 2 号 平成23年 4月 1日23規程第17号 平成23年12月28日23規程第25号 平成24年 3月 1日24規程第1-4号 平成26年12月 1日26規程第 6 号 平成27年 4月 1日26規程第 9 号 平成28年 3月 1日28規程第 3 号 平成28年12月 1日28規程第40号 平成29年12月19日29規程第26号 平成30年12月14日30規程第20号 令和 元 年11月18日 規程第 9 号 令和 4 年 4月 1日 4規程第 4 号 令和 5 年12月 1日 5規程第36号 令和 7 年 1月 1日 7規程第 3 号

(目的及び効力)

- 第1条 この規則は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則 (平成17年17規程第2号。以下「職員就業規則」という。)第2条第2項の規 定に基づき、期間を限って雇用される任期付研究員の就業に関する事項を定めるも のとする。
- 2 任期付研究員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労働基準法 (昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。) その他関係法令の定めると ころによる。

(任期付研究員の区分)

- 第2条 任期付研究員は、次の各号のとおり区分する。
 - (1) 顕著な研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められる 者であって、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験及び研究マネージメン ト能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事する者
 - (2) 当該研究分野に係る専門的な知識経験を有し、独立して研究能力があると認められる者であって、当該研究能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事する者

(職員就業規則の準用)

- 第3条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる職員就業規則の規定を 任期付研究員に準用する。
 - (1) 勤務心得 第3条から第12条の2
 - (2) 勤務時間、裁量労働制、フレックスタイム制 第13条、第18条の2、第1 8条の3
 - (3) 休憩時間 第15条
 - (4) 所定の場所以外での勤務 第16条
 - (5) 休日 第17条
 - (6) 休日の振替 第18条
 - (7) 時間外勤務及び休日勤務 第19条
 - (8) 勤務時間の変更 第20条
 - (9) 出勤及び休暇 第22条、第23条(第2項ただし書きを除く)及び第24条 から第29条
 - (10) 育児休業及び部分休業 第31条
 - (11) 出張 第32条及び第33条
 - (12) 研修 第34条
 - (13) 専業許可 第34条の2
 - (14) 採用 第36条から第39条
 - (15) 休職及び復職 第41条から44条
 - (16) 解雇 第46条から第50条の2
 - (17) 母性健康管理 第53条から第56条
 - (18) 安全衛生 第57条
 - (19) 感染症の届出等 第58条
 - (20) 健康診断 第59条
 - (21) 心理的な負担の程度を把握するための検査等 第59条の2
 - (22) 災害補償 第60条
 - (23) 表彰 第61条
 - (24) 懲戒 第62条及び第63条
 - (25) この規則により難い場合の措置 第64条の2

(任期)

- 第4条 第2条第1号に掲げる者(以下「第一号任期付研究員」という。)の任期は、 5年を超えない範囲で理事長が定める。ただし、特に5年を超える任期を定める必要があると認める場合には、7年を超えない範囲内で任期を定めることができる。
- 2 第2条第2号に掲げる者(以下「第二号任期付研究員」という。)の任期は、3 年を超えない範囲で理事長が定める。
- 3 理事長は、任期付研究員を採用する場合には、当該任期付研究員にあらかじめそ の任期を明示しなければならない。
- 4 本条第1項又は第2項に規定にかかわらず、任期付研究員の任期は、当該任期付研究員が満65歳に達した日以後における最初の3月31日を越える範囲を定めることができない。

(任期の更新)

- 第5条 理事長は、前条第1項又は第2項で定めた任期付研究員の任期について、任期満了の際に任期付研究員の業績の評価を行い、基準を満たせば、その任期を更新することができる。
- 2 前条の規定は、前項の規定により、任期を更新する場合について準用する。
- 3 第1項に定める業績の評価の基準及び方法は、理事長が別に定める。

(異動)

- 第6条 理事長は、任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限り、任期付研究員に 対し、異動を命ずることができる。
- 2 任期付研究員は正当な理由がない限り、前項の命令を拒むことはできない。
- 3 転任又は配置換の任期付研究員が着任したときは、直ちに現住所等、必要な事項 を理事長に届け出なければならない。

(退職)

- 第7条 任期付研究員が次の各号の一に該当する場合は、その日を退職日として任期 付研究員としての身分を失う。
 - (1) 任期付研究員が退職の申出を行い、理事長の承諾があった場合
 - (2) 任期が満了した場合(任期が更新されたときを除く。)
 - (3) 休職期間が満了した場合(職員就業規則第44条第2項の規定により復職した場合を除く。)
 - (4) 死亡した場合
 - (5) 理事長が職務上、支障が生じると判断した場合
 - (6) 満65歳に達した日以後、最初の3月31日が到来した場合
- 2 任期付研究員が退職を希望する場合は、原則として1ヵ月以上前までに理事長に 退職願を提出しなければならない。

(退職手当)

第8条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない。

(出勤)

第9条 任期付研究員は、出勤後、出勤簿等になつ印等して出勤を表示しなければな らない。

第10条 削除

(給与の種類)

第11条 任期付研究員の給与の種類は、基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当(第一号任期付研究員を除く)、管理職員特別勤務手当(第二号任期付研究員を除く)、期末手当、業績手当、寒冷地手当及び特地勤務手当とする。

(基本給)

第12条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	4 1 4, 0 0 0 円
2	475,000円
3	505,000円
4	538,000円
5	579,000円
6	621,000円
7	671,000円
8	7 2 2, 0 0 0 円
9	824,000円

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	306,000円
2	3 4 6, 0 0 0 円
3	382,000円
4	4 1 0, 0 0 0 円
5	440,000円
6	469,000円
7	495,000円
8	5 2 5, 0 0 0 円

- 3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸については、その者の知識経験、その者が従事する研究業務の内容等に応じて個別に理事長が決定する。
- 4 第1項及び第2項に定める基本給の月額は、月の途中における採用及び退職等の場合は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員給与規程(平成17年17規程第5号。以下「給与規程」という。)第10条の規定を準用して日割計算により支給する。

(地域手当)

第13条 地域手当は、給与規程第14条及び第15条第1項の規定を準用して支給 する。

(広域異動手当)

第13条の2 広域異動手当は、給与規程第16条の規定を準用して支給する。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、給与規程第17条の規定を準用して支給する。

(単身赴任手当)

第15条 単身赴任手当は、給与規程第18条の規定を準用して支給する。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、給与規程第22条の規定を準用して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員特別勤務手当は、給与規程第23条の規定を準用して支給する。

(期末手当)

- 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期付研究員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は解雇された任期付研究員についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された任期付研究員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において当該任期付研究員の受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、俸給、地域手当及び広域異動手当の合計額に別に定める加算割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、俸給月額に給与規程第25条第3項に定める職務の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎額とし、これに別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(業績手当)

第18条 業績手当は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解雇された任期付研究員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において当該任期付研究員の受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、俸給、地域手当及び広域異動手当の合計額に別に定める加算割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、俸給月額に給与規程第25条第3項に定める職務の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎額とし、これに別に定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において勤務成績及び研究所への貢献度が著しく高いと評価できる場合であって、理事長が特に必要であると判断するときは、予算の範囲内で前段により算定した業績手当の額に特別に加算をすることができる。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、給与規程第28条の規定を準用して支給する。

(特地勤務手当)

第20条 特地勤務手当は、給与規程第29条の規定を準用して支給する。

(給与の減額)

第21条 任期付研究員が定められた勤務時間を勤務しないときは、給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給与の額を減額して支給する。

(給与の支給日)

第22条 基本給が月額で支給される者の基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、寒冷地手当及び特地勤務手当は、給与規程第9条第1項及び第2項の規定を準用して支給する。 2 業績手当の支給日は、別に定めるところによる。

(長期欠勤者の給与)

第23条 長期欠勤した者に対する給与の支給については、給与規程第30条の規定 を準用する。

(介護休暇者の給与)

第24条 介護休暇を取得した者に対する給与の支給については、給与規程第31条 の規定を準用する。

(育児休業者等の給与)

第25条 育児休業又は部分休業をした者に対する給与の支給については、給与規程 第32条の規定を準用する。

(休職者の給与)

第26条 休職を命ぜられた者に対する給与の支給については、給与規程第33条の 規定を準用する。

(期間の計算)

第27条 第3条の規定により準用する職員就業規則第18条、第25条、第27条、 第29条、第41条、第42条、第46条から第48条、第53条及び第62条並 びに第5条及び第10条において、一定日数、月数又は年数で示されているものに ついては、その日数、月数又は年数に休日を含むものとする。

(実施規定)

第28条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成17年4月1日17規程第12号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月1日17規程第65号) この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日18規程第4号)(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の俸給

表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給 月額に達しないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、俸給月額の ほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則(平成19年11月30日19規程第10号) この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日20規程第7号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月1日22規程第2号) この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成23年1月28日23規程第2号) この規則は、平成23年1月28日から施行する。

附 則(平成23年4月1日23規程第17号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日23規程第25号) この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日24規程第1-4号) この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成26年12月1日26規程第6号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日27規程第9号) (施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(差額の支給)

2 平成27年4月1日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則(平成28年3月1日28規程第3号) この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成28年12月1日28規程第40号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成29年12月19日29規程第26号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月14日30規程第20号) この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月18日規程第9号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日4規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第9号に規 定する職員就業規則第23条の準用は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 削除

(経過措置)

- 3 この規則施行日の前日に、現に任期付研究員としての身分を有し、国立研究開発 法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所任期付研究員就業規則(令 和3年1月18日3規程第1号-1)の適用を受けていた者及び施行前に採用内定 を受け、当該規則に基づく労働条件の提示を受けていた者については、雇用の期間 が継続する間(更新により継続している場合を含む。)、当該労働条件によること ができる。
- 4 当分の間、第3条第1項第2号に基づき準用する職員就業規則第18条の3に規定するフレックスタイム制の適用については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程(平成17年4月1日17規程第1号)第8条に規定される組織に勤務する任期付研究員にのみ適用する。
- 5 当分の間、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程(平成17年4月1日17規程第1号)第10条に規定される組織に勤務する任期付研究員については、第4条第2項中「3年」とあるのを「5年」と読み替える。

附 則(令和5年12月1日5規程第36号) (施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第12条に規定する基本給は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和7年1月1日7規程第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。